

論文審査の要旨  
(Summary of Dissertation Evaluation)

博士の専攻分野の名称 (Major Field of Ph.D.)	博士 (法学) Ph.D.	氏名 (Candidate Name)	橋 本 聖 美
学位授与の要件	学位規則第4条第1・2項該当		
論文題目 (Title of Dissertation) 病院の保有する患者情報に関する法制度と管理の実証的研究 — 日独の比較を通じて —			
論文審査担当者 (The Dissertation Committee)			
主 査 (Name of the Committee Chair)	吉 田	修	
審査委員 (Name of the Committee Member)	門 田	孝	
審査委員 (Name of the Committee Member)	川 野	徳	幸
審査委員 (Name of the Committee Member)	荒 木	隆	人
審査委員 (Name of the Committee Member)	辛 嶋	了	憲
〔論文審査の要旨〕 (Summary of the Dissertation Evaluation)			
<p>本論文は、わが国の病院、特に自治体病院において「患者情報」が現にどのように管理されているか、という問題について、筆者が行った質問紙調査結果を踏まえ、それを規律する法制度、特に改正個人情報保護法との関係で考察し、さらにドイツにおける法及び実践と比較して、わが国の病院が「患者情報」を十分に管理する上での問題点を明らかにし、その解決法について示唆しようとするものである。</p> <p>論文の構成は、次のとおりである。</p> <p>序章では、本論文の背景と目的を説明したうえで、鍵となる概念である「患者情報」について、個人情報保護法の対象となる個人情報や、患者から提供された情報を含む医療情報、病院が診療行為等を通じて保有する診療情報などを包括する、患者に関して病院が保有する情報であると定義するとともに、個人識別情報と結び付けられる場合に個人情報保護法の対象となると位置づける。そのうえで、先行研究を通じて患者情報の利活用が進んでいることが明らかであること、利活用を含む患者情報管理について国と地方の二層構造の法制度を踏まえた、あるいは個人情報保護委員会による患者情報管理支援についての研究やドイツでの同様の取り組みについての研究は存在しないことから、病院における患者情報の管理上の問題提示とその解決法という本論文の意義を示す。</p> <p>序章以下は第一部「わが国の病院における患者情報の保護」と第二部「ドイツの病院における患者情報の保護」に分かれる。</p> <p>第一部第一章では、筆者が行った病床数20以上の全国887自治体病院を対象とした質問紙調査の結果（230施設から回答）に基づき、わが国の病院が現に利活用している患者情報の管理の上で抱える問題、特に専門的に情報管理を担当する職員がいないという問題点を明らかにする。</p> <p>第二章では、病院における患者情報の利活用をめぐるわが国の法制度の全体像を明らかにし、その中で2021年の個人情報保護法改正により、病院の官民を問わず患者情報は情報主体の同意なしに第三者提供が可能となったこと、そのことによって患者のプライバシー保護という課題が生まれ、そういう問題への対処が予定されている個人情報保護委員会が組織の透明性を有しておらず、病院にとって利用しやすい組織になっていないという問題点を示す。</p> <p>第三章からは第二部に入るが、ドイツの病院における患者情報保護の取り組みをドイツにおける研究から明らかにしたうえで、そうした取り組みに対する相談・監督機関としての「データ保護・情報自由監察官」の権限を、連邦レベルと州レベルで明らかにする。そして病院に対する相談活動という点では州監察官の役割が大きいため、筆者はベルリン州とブレーメン州において同監察官への聞き取り調査を行い、組織の透明性と専門性の高さという点にわが国の個人情報保護委員会との相違を見出した。</p>			

第四章では、ドイツの病院法における個人情報保護規定を検討し、組織の種類によって異なる法が適用されるにもかかわらず、個人データを取り扱うあらゆる施設に「データ保護責任者」の設置が義務付けられていること、州レベルでのみ存在する病院データ保護法により、医療分野に特化した規定が存在すること、を明らかにし、後者を直ちに日本に導入することは難しいが、前者については検討すべきであると論ずる。

終章では、全体をまとめたうえで、結論として、技術の進歩等によってわが国においても病院に特化した個人情報保護法が必要となる段階に入っていること、同様の理由で個人情報保護委員会が病院に対する支援の組織としては十分ではないこと、病院においては「患者情報の管理を掌理する職員」を設置する必要があることを提言する。

本論文は、次の3点で高く評価できる。

1. 「患者情報」という概念を定義することによって、病院が保有し、利活用の対象にもなっている当該情報について、患者個人の情報としてなされなければいけない保護が十分になされていない領域の存在を明確にしたこと。
2. わが国の制度及び運用実態とドイツにおけるそれらとを比較することによって、病院という場における個人情報保護のあり様、あるいはわが国におけるその軽視を明らかにしたこと。
3. 上記2点を論じることを通じて、わが国においても医療行政学という分野を開拓しつつあると認められること。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士（法学）の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。

2024年 2月 7日

備考 要旨は、A4版2枚（1,500字程度）以内とする。

(Note: The summary of the Dissertation should not exceed A4 size, 2 pages (about 500 words).)